

2. 各出張所等 別
<紋別出張所管内>

紋別出張所管内　　目　　次

【I はじめに】	-----	2
【II 道路施設編】	-----	5
1. 道路の維持管理実施計画	-----	6
(1)道路管理一覧	-----	6
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	7
(3)路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	9
【III 河川施設編】	-----	11
1. 河川の維持管理実施計画	-----	12
(1)道管理河川一覧	-----	12
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	13
(3)治水系パトロール実施区間他	-----	17
【IV 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	19
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	-----	20
(1)砂防関係施設一覧	-----	20
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	21
【V 海岸編】	-----	23
1. 海岸の維持管理実施計画	-----	24
(1)海岸施設一覧(河川局海岸))	-----	24
(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度実施計画」	-----	25
【資料編】	-----	26
1. 管内関係機関	-----	27
2. 防災用資機材一覧表	-----	27

I はじめに

【はじめに】

(1)管内の概況

網走建設管理部は北海道の北東部に位置し、当出張所はオホーツク海沿岸のほぼ中央の紋別市、隣接する滝上町の1市1町を所管しています。

管内面積は1,598km²で、人口は 22,981人(令和5年1月1日、住民基本台帳人口)です。

気候は、オホーツク海型気候に属し、年間降水量は800mm前後と全国的にも少なく、夏期は冷涼ではあるが、日照時間が長いため比較的温暖な気候である。しかし、寒暖の差が大きく、特に冬期は流氷の到来もあって寒冷になります。

基幹産業は水産業、農業(酪農・畑作)であり、紋別市はオホーツク海屈指の港まちとして、カニ、ホタテなどの漁獲量が多い。また、滝上町はハッカの産地として、わずか10ヘクタールほどの畑ですが、全国の95%のシェアを誇っています。

オホーツク海の流氷を生かしたガリンコ号による流氷クルーズや全国的に有名な滝上公園の芝桜など、四季折々のオホーツクの自然を利用した観光にも力を注いでいます。

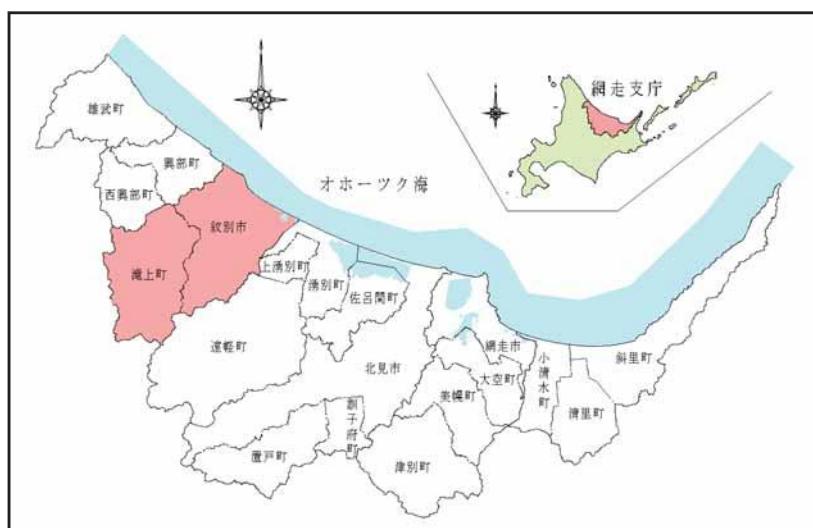
出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が222.6km、河川管理延長が217.6km、砂防施設が25箇所、海岸管理延長が18.2kmとなっています。

管内の標高差は大きく、管理対象となる公共土木施設が、海岸地域の人口密集地から内陸の山間部まで及び、その中に点在している特徴があります。

(2)所管区域

紋別市、滝上町

(3)管内図



(4) 管理状況

○道路

	路線数	延長km
主要道道	2 路線	66.0 km
一般道道	13 路線	156.6 km
合計	15 路線	222.6 km

○河川

	河川数	管理延長km
渚滑川水系	25 河川	164.80 km
藻龍川水系	2 河川	31.45 km
シブノツナイ川水系	4 河川	21.30 km
合 計	31 河川	217.55 km

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険地域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
25 箇所	102.29 ha				

○海岸

海岸名	管理延長km
紋別海岸	18.2 km
合 計	18.2 km

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

II 道路施設編

1. 道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧

令和6年度 網走建設管理部・紋別出張所・道路管理一覧

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パトロール延長	備考
主要道	61	士別滝の上線		29.9	29.9	
	137	遠軽雄武線		36.1	36.1	一部区間L=3.1kmを興部出張所で管理(39.2-3.1)
一般道	304	紋別港線	海岸通	3.4	3.4	
	305	紋別丸瀬布線	中通	43.9	43.9	
	306	丸瀬布上渚滑線		28.4	23.4	通行止区間 L=5.0km
	553	上藻別上渚滑停車場線		8.3	8.3	
	617	オシラネップ原野濁川停車場線		18.6	18.6	
	713	中渚滑紋別停車場線	駅前通	8.3	8.3	
	766	和訓辺渚滑停車場線		9.6	9.6	
	804	和訓辺上渚滑線		7.3	7.3	
	828	シラトリマップ滝ノ上原野線		7.4	7.4	
	873	小向元紋別線		6.9	6.9	
	932	上渚滑原野上渚滑線		8.5	8.5	
	996	上渚滑原野滝ノ上線		5.9	5.9	
	1151	新紋別空港線		0.1	0.1	
		計		222.6	217.6	
		N=15路線				

(端数処理等のため合計が合わないことがあります。)

※延長の単位はkm。令和5年4月1日現在の数値。出張所合計値はm単位の取りまとめ値により、合計とは合わない

主な街路名とは地元協議等により呼び名が一般化している路線を記載(愛称をかつて書き)

(2) 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「令和6年度（2024）年度実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	令和6年度（2024年度）実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	道路パトロール（定期）、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物 (小規模附属物) 補修・更新)	道路附属物（小規模附属物）補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（定期）、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施。			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局部的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性が有る場合に、路面状況に応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		路面整正（砂利道）	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール（夜間）結果に基づき実施。			
施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替えます。また、他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。				

(2) 「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「令和6年度（2024）年度実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

道路パトロール業務（通常、定期、夜間、異常時）により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

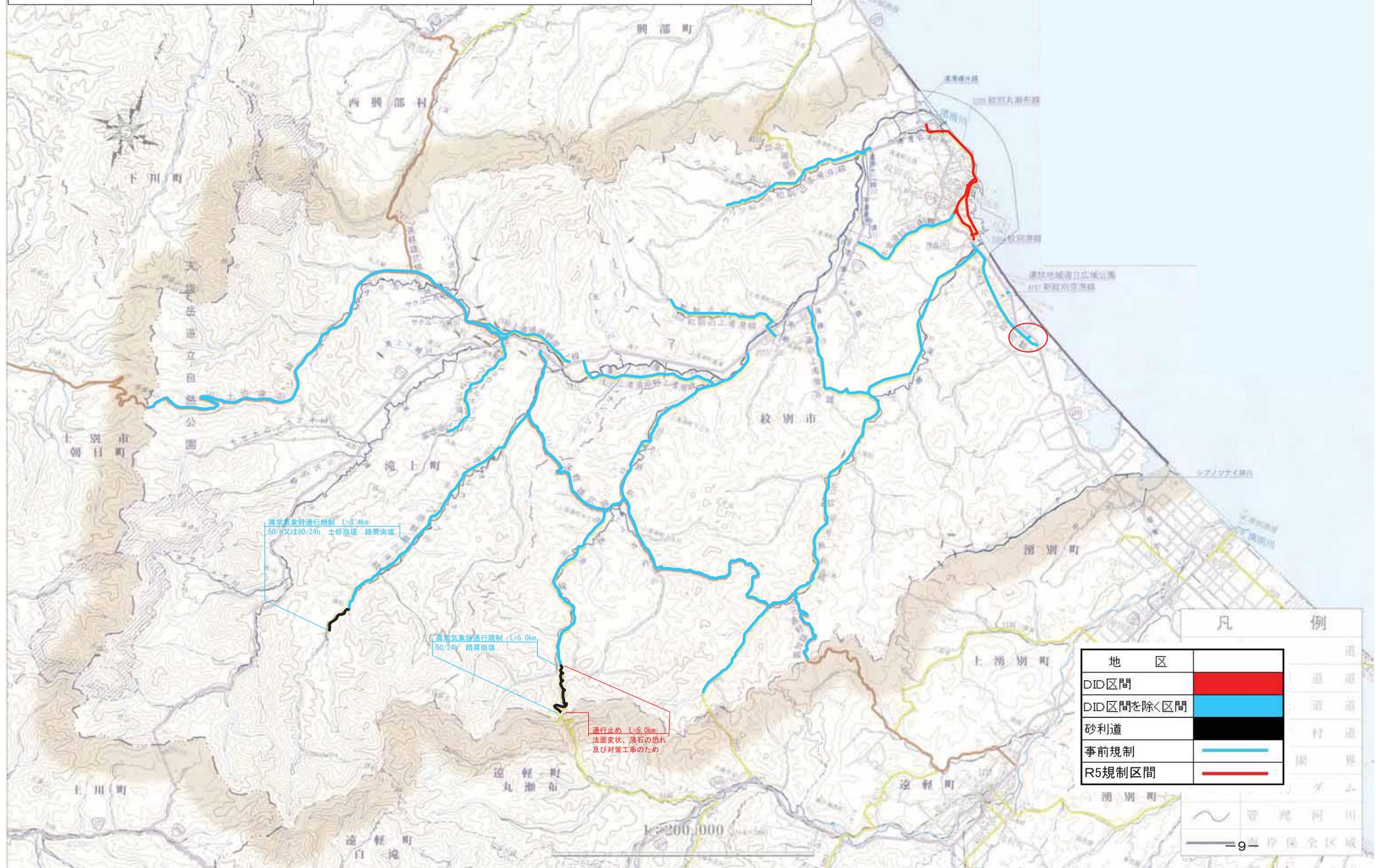
【道 路】

管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	令和6年度（2024年度）実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			草刈図
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨の後の土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車（路面清掃車）
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施します。 その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	道路パトロール（通常）等結果を基に、必要箇所を実施。			
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う。			
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	路面清掃車、草刈り機械などの修理			
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	管内の車庫等の雨漏り補修他			
		道路付属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	照明の節電対象路線拡大を検討			
	施設維持 (道路付属)	道路付属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	委託業務により保守点検を実施			

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第1000号)

網紋走別建出設張管所理管部內

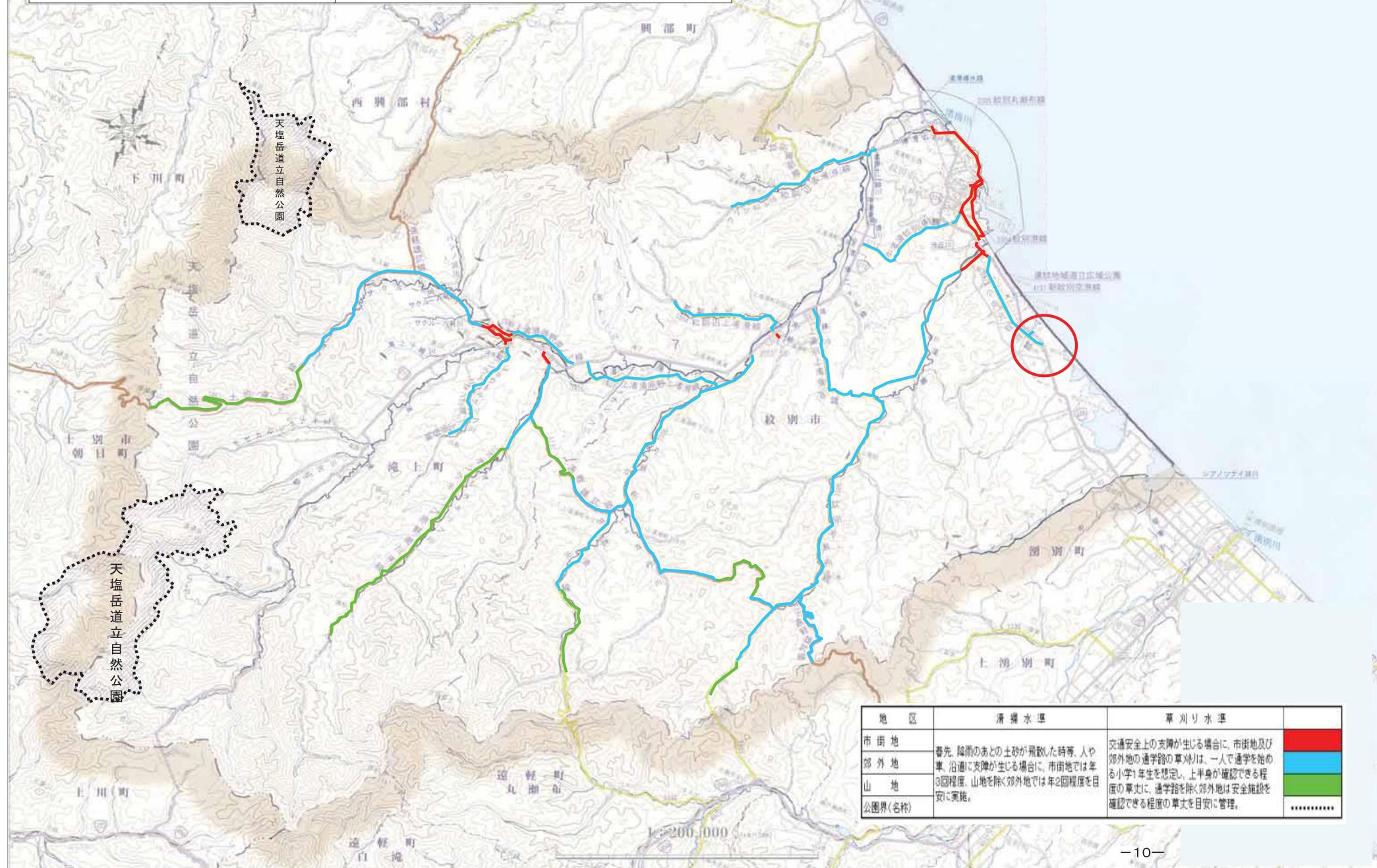
道路施設路面整正(砂利道) ・パトロール(夏期)地区区分図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平22業複、第1000号）」

網走建設管理部

道路施設・草刈・清掃地区区分図



Ⅲ 河川施設編

1. 河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧(紋別出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	渚滑川	渚滑川	紋別市・滝上町	23.50
1	渚滑川	渚滑古川	紋別市	4.00
1	渚滑川	渚滑導水路	紋別市	1.10
1	渚滑川	下渚滑十二線川	紋別市	1.80
1	渚滑川	ウツツ川	紋別市	9.00
1	渚滑川	ウツツ右沢川	紋別市	1.80
1	渚滑川	中渚滑豊盛川	紋別市	2.70
1	渚滑川	中渚滑25線川	紋別市	3.80
1	渚滑川	鴻輝川	紋別市	4.50
1	渚滑川	清瀬川	紋別市	3.00
1	渚滑川	和訓辺川	紋別市	7.00
1	渚滑川	立牛川	紋別市	24.00
1	渚滑川	上古丹川	紋別市	3.50
1	渚滑川	メナシベツ川	滝上町	3.30
1	渚滑川	五十二川	滝上町	1.00
1	渚滑川	オシラネップ川	滝上町	22.50
1	渚滑川	シュウトルマップ川	滝上町	8.00
1	渚滑川	サクルー川	滝上町	20.80
1	渚滑川	サクルー六号川	滝上町	3.00
1	渚滑川	バンノ沢川	滝上町	3.00
1	渚滑川	サクルー8号川	滝上町	2.00
1	渚滑川	滝の上十線川	滝上町	2.00
1	渚滑川	モセカルシュナイ川	滝上町	2.50
1	渚滑川	熊出沢川	滝上町	2.00
1	渚滑川	オサツナイ川	滝上町	5.00
2	藻鼈川	藻鼈川	紋別市	31.00
2	藻鼈川	元丘川	紋別市	0.45
2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	紋別市・湧別町	19.00
2	シブノツナイ川	中の沢川	湧別町	1.30
2	シブノツナイ川	信東川	湧別町	0.20
2	シブノツナイ川	シブノツナイ湖川	湧別町	0.80
	計	3水系31河川		217.55

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
【一般事業費】								
	予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿って今年度対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようグリスアップや故障機器の交換など簡単な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)		
			樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
			樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部材の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
			堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備統括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
施設維持 管理費	対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○堤防目視点検を実施 ○利用施設安全点検結果を北海道HPで公表する。	【河川施設安全点検結果 HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkaome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
			護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果を北海道HPで公表する。	【河川施設安全点検結果 HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkaome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
			床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果を北海道HPで公表する。	【河川施設安全点検結果 HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkaome/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(網走建設管理部 紋別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
			転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施 ○利用施設安全点検結果を北海道HPで公表する。	【河川施設安全点検結果 HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
			堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
			標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施	※H20年度一斉点検実施済	
			低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水期前一斉点検は市町村等と連携して実施		
			河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が溯上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、支障箇所の河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる ○河床掘削代行工事の対応箇所の検討及び必要箇所の公募を実施	○要注意河川 ・藻鳶川(紋別市)、シブツナイ川(湧別町) ○水位データの監視し、迅速に対応する		
			結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の呑吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所の対象河川について、3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去	○R6融雪出水災害注意箇所 ・下渚滑十二線川(字下渚滑(合流点から柳生橋まで)) 区間(0~1.6km) ・中渚滑川(字中渚滑(合流点から中渚滑橋まで)) 区間(0~3.2km) ・中渚滑豊盛川(字中渚滑(合流点から螢雪橋まで)) 区間(0~1.7km) ・鴻輝川(字上渚滑(合流点から上東橋上流0.95mまで)) 区間(0~2.0km) ・清瀬川(字上渚滑(合流点から亭橋まで)) 区間(0~2.2km)	○R4融雪出水災害危険箇所 ・下渚滑十二線川(字下渚滑(合流点から柳生橋まで)) 区間(0~1.8km) ・中渚滑川(字中渚滑(合流点から中渚滑橋まで)) 区間(0~3.2km) ・中渚滑豊盛川(字中渚滑(合流点から螢雪橋まで)) 区間(0~1.7km) ・鴻輝川(字上渚滑(合流点から上東橋上流0.95mまで)) 区間(0~2.0km) ・清瀬川(字上渚滑(合流点から亭橋まで)) 区間(0~2.2km)	『北海道の融雪災害対策』 参照 要注意河川明示(パトロール図)
			流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
		河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討 ○公募型樹木採取(試行)をHPで周知及び必要区間の公募を実施		「市民団体協働の川づくり事業」の実施予定 ○市町村広報誌掲載予定 ・紋別市、滝上町 ○6月中に市民団体要望箇所を調整 ○「市民団体協働の川づくり事業」オホーツク総合振興局HP掲載 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/siminndannai.htm	

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		再生資源等処理	河川区域内に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管				
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置 ○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○利用施設安全点検結果を北海道HPで公表する。	【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm		
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所で、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用道路の草刈りを実施 ○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理 ○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施	○河川巡視、点検などの支障とならないよう、堤防や管理用道路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施	「市民団体協働の川づくり事業」の実施予定 ○市町村広報誌掲載予定 紋別市、滝上町 ○6月中に市民団体要望箇所を調整 ○「市民団体協働の川づくり事業」 オホーツク総合振興局HP掲載 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenka/home/simindanntai.htm	除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間に河川の巡視、点検や適切な維持管理を行なうために支障とならないように、堤防法面や管理用道路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施		必要に応じて実施する河川 ・渚滑古川、下渚滑十二線川、ウツツ川、中渚滑豊成川、清瀬川、藻鼈川、元丘川、シブノツナイ川、シブノツナイ湖川 その他整備済み河川においても、管理に支障がないように除草を実施			
	周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施		○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低水環境の機能が低下又は失なわれている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	魚巣護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘等により、魚巣護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巣護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去				
	環境施設の機能保持	親水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
その他河川区	河畔樹木の育成	良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る		○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施				

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(網走建設管理部 紋別出張所管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【河川】

区分	管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
	域の環境管理	など	また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施 ○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施				
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット「川の防災情報」での欠測時ににおける警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する	○施設年点検 ○不具合時点検保守		
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理				施設箇所明示(パトロール図)
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○土現管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理 ○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理				施設箇所明示(パトロール図)
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するため必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	○防災情報連絡会議(4月予定)	水防等資材保管一覧表(別途資料)	
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約				
	定期点検操作委託料		樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を土現から支給 ○定期点検の記録表は翌月5までに提出	○操作不具合箇所は、早急に対処する	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7~10月各1回		
		臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる	○警戒体制時の巡回の徹底を図る			

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平22兼複、第1000号）」

網走建設管理部紋別出張所 治水系パトロール実施区間

凡　　則	
測量パトロール	—
測1回パトロール	—
測10回パトロール	—
月1回パトロール	—
年1回パトロール	—
ダム	▼
管理区画	—
車上から目視による確認区画	↑↑
新規工事	□
未工事	□
既成工事	△—△
整備工事	#
排水工事	◆
山林土	▲
危険地帯防護柵設置	△
地すべり防止施設	○
雪崩防止施設	*



砂防施設	
番号	溪道名
38	ウツツ右沢川
32	和國辺沢川
43	湧川
104	桜の沢川
129	桜の沢川
80	桜草の沢
99	桜草の沢
105	駅裏の沢川
98	金町の沢川
115	金川
116	コンビラ沢川
31	コンビラ沢川
30	北線川
81	サクル一8号川
48	流上十線川
134	渚滑元新川
124	上渚滑6線川
1	シブノツナイ川
3	シブノツナイ川
4	シブノツナイ川
7	シブノツナイ川
9	シブノツナイ川
11	シブノツナイ川
26	シブノツナイ川
79	志文13号川

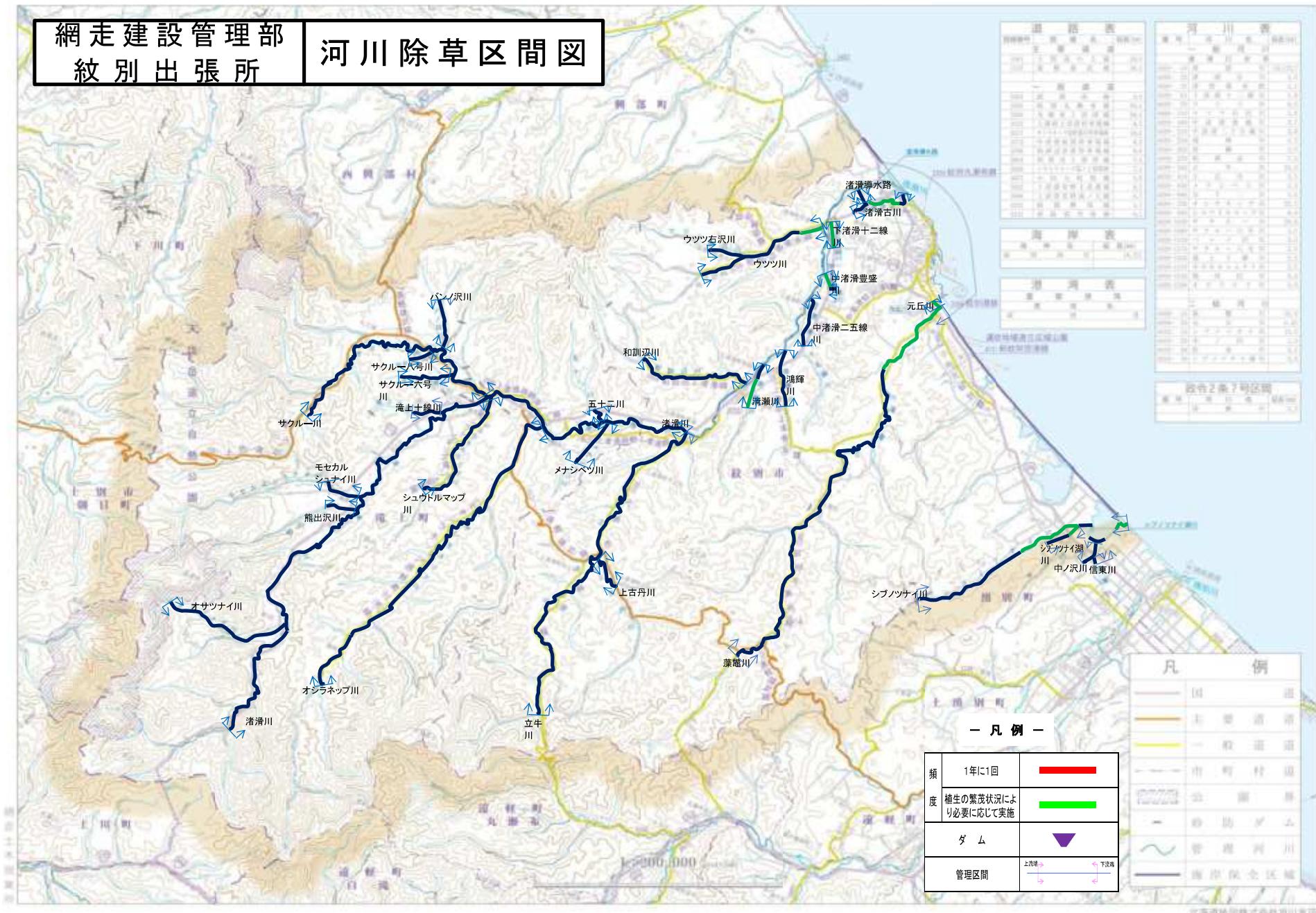
海岸

海岸名	地区名
絆別海岸	川向地区
	元絆別地区
	小向地区
	沼の上地区

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平22第1000号）」

網走建設管理部
紋別出張所

河川除草区間図



IV 砂防・地すべり・急傾斜編

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1) 砂防関係施設一覧

砂防設備

番号	級	水系名	渓流名	工種	施工年度	市町村名	備考(砂防指定地告示番号)
38	1	渚滑川	ウツツ右沢川	砂防えん堤	S49～S52	紋別市	798号
32	1	渚滑川	和訓辺川	砂防えん堤	S48～S49	紋別市	1035号
43	1	渚滑川	濁川	砂防えん堤	S52	滝上町	301号
104	1	渚滑川	桜の沢川	砂防えん堤	H3～H4	滝上町	1386号
129	1	渚滑川	桜の沢川	流路工	H13	滝上町	1964号
80	1	渚滑川	桜草の沢川	砂防えん堤	S62～S63	滝上町	1576号
99	1	渚滑川	桜草の沢川	砂防えん堤・流路工	H1～H2	滝上町	1690号
105	1	渚滑川	駅裏の沢川	砂防えん堤	H3～H4	滝上町	1386号
98	1	渚滑川	栄町の沢川	砂防えん堤	H1～H2	滝上町	1690号
115	1	渚滑川	幸川	砂防えん堤	H5～H6	滝上町	1685号
116	1	渚滑川	コンピラ川	砂防えん堤・流路工	H5～H7	滝上町	1685号
31	1	渚滑川	コンピラ川	砂防えん堤	S48	滝上町	1035号
30	1	渚滑川	北線川	砂防えん堤	S48～S51	滝上町	1035号
81	1	渚滑川	サクルー8号川	砂防えん堤	S62～S63	滝上町	1576号
48	1	渚滑川	滝上十線川	砂防えん堤	S53～S54	滝上町	1037号
134	1	渚滑川	渚滑元新川	床固工8・9号	H15～H16	紋別市	1816号
134	1	渚滑川	渚滑元新川	床固工1～7・10号	H24～H27	紋別市	451号
124	1	藻鼈川	上藻鼈6線川	砂防えん堤・魚道	H8～H9	紋別市	1681号
1	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	砂防えん堤1号	S36	湧別町	2830号
3	2	シブノツナイ川	志文鉱山川	砂防えん堤3号	S37	紋別市	789号
3	2	シブノツナイ川	志文鉱山支川	砂防えん堤4号	S37	紋別市	789号
4	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	砂防えん堤5号	S38	紋別市・湧別町	326号
4	2	シブノツナイ川	志文13号川	砂防えん堤2号	S38	紋別市	326号
79	2	シブノツナイ川	志文13号川			紋別市	645号
7	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	流路工	S39	紋別市・湧別町	1691号
9	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	流路工	S40～41	紋別市・湧別町	3120号
11	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	流路工	S42～46	紋別市・湧別町	1003号
26	2	シブノツナイ川	シブノツナイ川	流路工	S47	紋別市・湧別町	453号

地すべり防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備 考
	設置施設無し				

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備 考
	設置施設無し				

雪崩対策施設

番号	地区名	主要工種	施工年度	市町村名	備 考
	設置施設無し				

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(網走建設管理部 紋別出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内 容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備 考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う			
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う			
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に処理	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施
【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		法面除草	人家と接近している箇所で草本類が繁茂し、病虫害発生の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器 保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回／年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報 システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報 システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回／年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

V 海岸編

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長(m)	備考
北見沿岸紋別海岸	紋別市	18,231	
計		18,231	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」（網走建設管理部 紋別出張所管内）

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施
【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修			
対症管理型	施設補修	斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修			
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修			
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修			
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修			
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修			
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応			
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応			
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応			
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修			

資料編

1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
網走開建興部道路事務所	紋別郡興部町字興部120番地の2	0158-82-2155
網走開建遠軽開発事務所	紋別郡遠軽町大通北7丁目	0158-42-2181
網走開建紋別港湾事務所	紋別市弁天町1丁目2番10号	0158-23-5281
紋別海上保安部	紋別市港町5丁目3番10号	0158-23-0118
陸上自衛隊遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽272番地	0158-42-5275
(道の関係機関)		
網走建設管理部紋別出張所	紋別市新生39-42	0158-24-2196
網走建設管理部遠軽出張所	紋別郡遠軽町福路1丁目	0158-42-3165
網走建設管理部興部出張所	紋別郡興部町字興部108	0158-82-2115
オホーツク総合振興局 地域政策課 防災係	網走市北7条西3丁目	0152-41-0625
旭川建設管理部土別出張所	士別市西4条北1丁目	0165-23-2191
紋別警察署	紋別市南が丘町1丁目5番16号	0158-23-0110
(市町村の関係機関)		
紋別市役所 土木課	紋別市幸町2丁目1番18号	0158-24-2111
上渚滑支所	紋別市上渚滑11	0158-25-2211
渚滑出張所	紋別市渚滑6	0158-23-2919
滝上町役場 建設課	紋別郡滝上町旭町	0158-29-2111
紋別地区消防組合消防本部	紋別市幸町2丁目1-18	0158-23-0119
消防上渚滑派出所	紋別市上渚滑町3丁目	0158-25-2517
紋別地区消防組合滝上支署	紋別郡滝上町旭町	0158-29-2049

1. 防災用資器材保有状況

R 6.4 現在

防災用資器材一覧表

分 類	種 別	規 格	単位	数 量	備 考
土木用材	土のう袋	480mm×620mm	枚	100	
土木用材	大型土のう袋	600mm×1000mm	袋	250	
油処理用材	オイルマット	もりの木太郎 MPW-45	箱	11	
油処理用材	オイルマット	もりの木太郎 ネット付 F-2000	箱	15	
油処理用材	オイルフェンス	タフネルEP-200S 10m/本	本	8	内2本滝上
油処理用材	路面用油吸着材	ACライト(4.5kg)	袋	15	
油処理用材	オイルマット	もりの木太郎 M-4580	箱	2	
油処理用材	オイルマット	タフネルオイルプロッター BL-50	箱	2	
油処理用材	オイルマット	タフネルオイルプロッター BL-F	箱	2	
油処理用材	オイルマット	吹流しオイルプロッター F-1	箱	2	